

「日報」問題について

安全保障研究委員長

火箱 芳文 陸自74

南スーダンPKO（国連平和維持活動）に派遣した陸上自衛隊の日報問題は、稲田防衛大臣、黒江防衛事務次官、岡部陸上幕僚長の3トップ同時辞任にまで発展した。陸自は「隠べい体質」「文民統制違反」、更には「反乱軍」とまで批判された。だが本場に陸自は「反乱軍」だったのか。約1年が経過した今、冷静な視点で日報問題の経緯を振り返っておきたい。

この問題は、南スーダンPKO部隊が作成した日報に対する平成28年7月の中央即応集団（以下、CRF）への情報公開請求への対応から始まった。この請求に対し7月、CRF等は「行政文書」として開示すべきところ、手続きを取らなかった。

次いで28年10月には、防衛省への情報公開請求があった。これに対し、防衛省は不開示を決定し「文書不存在として」請求に応じなかった。

だが12月、河野太郎衆議院議員より資料要求があり、稲田大臣の指示による再調査の結果、統合幕僚監部に電子データが保管されていたことが判明

し、29年2月に統幕のデータの開示を決定し公開した。またこの調査では、陸自内に日報の電子データはないと説明したが、3月にその存在が発覚し、NHKにより報道された。

その直後、稲田大臣は、防衛相直轄の特別防衛監察を指示した。だが、7月に入ると稲田大臣も「隠べいに関与していた」と報道され、稲田氏自身が異例となる監察の調査に応じていた。

そして、29年7月27日、特別防衛監察結果が公表され、5つの「不適切な対応」が指摘された。

- ① 28年7月の開示請求への不適切な対応、
- ② 28年10月の開示請求への不適切な対応、
- ③ 28年12月及び29年2月の陸幕運用支援・情報部長（以下「陸幕連情部長」という）の不適切な対応、
- ④ 28年12月から29年1月の統幕総括官の不適切な対応、
- ⑤ 29年2月の対外説明スタンスの継続、である。

今回の問題を整理すると、防衛省・自衛隊の「公文書管理法」「情報公開法」に関する認識の甘さ、事実と異なる対外説明資料の作成と、融通が利かない対外説明姿勢の3つにあると思う。

「不適切な対応」とされた①②③は、CRF副司令官、陸幕連情部長等によ

る「公文書管理法」に関する認識の甘さから日報を行政文書として開示すべきところを、文書不存在として不開示手続きを実施したこと。また、陸幕の部長として防衛省が文書の不開示決定した後、実態に合わせるようCRF司令部等に日報の削除を指導したことである。

また2月、統幕に日報データが存在することを公表したこととの整合を図るため、陸自の関係部に廃棄の依頼等をした。これは文書不存在の判断を事後的に正当化し、隠べいとられかねない行為であり、不適切である。

しかし、日報が当時PKO活動中の報告であり、部隊情報の保全と開示請求の増加への懸念があったことについては、一定の理解はできる。今後は海外任務を遂行中のいわゆる作戦中の「戦闘要報・詳報、作戦日誌」に類する日報等を、「一般行政文書」として同列に取り扱うべきか、防衛省として検討する必要がある。

次に、事実と異なる対外説明資料の作成である。④は統幕統括官が防衛大臣から日報の再探索の指示を受けながら、陸幕等に再探索を指示せず、統幕に、日報データがあることを確認した後も大臣への報告が約1カ月遅延したことである。

この間、陸幕連情部長から日報が陸

自に個人データとして残っているとの説明を受けながらも確認せず、事実関係と異なる対外説明資料を作成して大臣に報告した。これが最初の大きな過ちである。この時点で、陸自にも同種の電子データの存在することを大臣に報告し、対外的に公表していたなら、陸自への隠べい批判は起こらなかったと思われる。

最後は、融通が利かない対外説明姿勢である。⑤については、事務次官及び統幕統括官が、陸幕長等から日報データの存在の報告を受けた際、日報は防衛省として公開済みで、情報公開上は問題ないとして、対外説明の必要はない旨を陸幕長等に示した。

その直後に事務次官及び統幕総括官から防衛大臣に対し日報に関わる応答要領が説明されたが、陸自に日報が存在することには触れられていない従来通りの対外説明要領であった。

この時、対外説明スタンスを変更する絶好の機会があったにも関わらず、変更せず従来通りの対外説明スタンスを継続したことである。これが結果的に命取りになってしまった。

今回の一連の騒動の発端は陸自部隊の「公文書管理法」「情報公開法」の認識の甘さからくる不適切な行動であり、当然陸自は反省をしなければならぬ。

参考：「日報問題の経緯」

陸幕長は、決して隠蔽を主導したこともなく、文民統制に違反するものでもなかった。陸幕、C R Fに対する指導・監督不十分の全責任を取り、辞任したもので大臣に仕える部下・幕僚として実に潔く武人らしいものであった。

しかし最も遺憾なことは、統幕に電子データが確認されてから内局、統幕、陸幕の連携の悪さ、大臣補佐の不手際である。直接大臣補佐を担う内局、統幕が、当時は大臣の発言に注目が集まる時期であり、訂正する重さを認識する側近として対外説明スタンスを変えない方が大臣を支えることに繋がるかと判断した結果だと思われるが、如何なる事情があれ指揮官である防衛大臣に事実と異なる対外説明資料を準備し、発信させることは幕僚としてあつてはならない。

一方政治家である防衛大臣は、広い視野を持ち、側近だけでなく、各幕僚長ら現場の意見にも真摯に耳を傾け、この巨大組織を統率しなければならぬ。人間誰でも、時にミスを犯すことはある。その時勇気を奮つて間違いを詫び、訂正しておけば、安全保障環境の厳しい折、防衛省・自衛隊の首脳が同時に突如交代する悲劇が来ずに済んだのではないかと、残念に思う次第である。

・ 同年12月22日、河野太郎衆議院議員が防衛省に調査を要請。
・ 同年12月26日、防衛省が日報の電子データの存在を確認。
・ 17年1月27日、稲田大臣に電子データの存在を報告。
・ 同年2月6日、防衛省が河野氏に文書を開示。

・ 同年2月7日、日報を一部、黒塗り
で開示。

・ 同年2月10日、稲田大臣が関係部署
への嚴重注意を発表。

・ 同年3月、陸自に電子データ存在が
発覚、特別防衛監察を指示。

・ 同年7月28日、防衛省が特別防衛監
察結果を公表。

・ 同年7月28日、防衛省は黒江事務次
官、岡部陸上幕僚長の処分と辞任を
発表。稲田大臣は、辞任。